

広島県告示第六百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第八項の規定によつて、平成十八年広島県告示第三百二十九号（土砂災害警戒区域等の指定）で指定した区域のうち、急傾斜地の崩壊に係る鳴谷五一七九（五六〇三）地区及び伴五五六（五六六〇―八）地区について、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山